令和８年
第４回市議会定例会　議案第１３号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員の給与等に関する条例（昭和４０年函館市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項各号列記以外の部分中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項各号列記以外の部分中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条の規定は，令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては，第１条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（市長への委任）

4　前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

（提案理由）

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため